

# 臨時代理事務報告第22号関係資料-1

議案第 号

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

## 記

### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀城市民会館
- (2) 多賀城市中央公民館
- (3) 多賀城市埋蔵文化財調査センター

### 2 指定管理者となる団体

J M 共同事業体

代表団体 株式会社 J T B コミュニケーションデザイン  
東京都港区芝三丁目23番1号

構成団体 三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

### 3 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和2年 月 日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

指定管理者の指定について（多賀城市文化センター）

1 指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成23年 4月 1日 ～ 平成28年 3月31日	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 JM共同事業体 選定方法：公募
平成28年 4月 1日 ～ 令和 3年 3月31日	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者 JM共同事業体 選定方法：公募
令和 2年 7月 8日	評価委員会	第2期指定管理者からの実績説明、質疑等を行い、合格ラインに達している、及び第3期指定管理者の候補者は公募した方がより期待ができると評価
令和 2年 7月29日	教育委員会	第3期指定管理者の候補者を公募により選定することを決定
令和 2年 8月 6日	行政経営会議	第3期指定管理者の候補者を公募により選定することを承認
令和 2年 8月21日	公募開始	ホームページ上に募集要項等を掲載し、公募を開始
令和 2年10月16日	選定委員会	指定管理者指定申請者（2団体）からの企画提案の説明及び質疑・評価を行い、第1候補者、第2候補者を選定
令和 2年10月22日	社会教育委員会議	現指定管理者を第3期指定管理者の第1候補者として選定したことを審議
令和 2年11月 6日	教育委員会	現指定管理者を第3期指定管理者の候補者とするのを決定
令和 2年11月16日	行政経営会議	現指定管理者を第3期指定管理者の候補者とするのを承認

## 2 指定管理の概要

### (1) 指定管理の対象となる施設

多賀城市文化センター（多賀城市民会館、多賀城市中央公民館及び多賀城市埋蔵文化財調査センターの複合施設）

### (2) 指定管理者が行う業務の範囲（太枠内）

文化センター		
市民会館	中央公民館	埋蔵文化財調査センター
文化芸術振興事業の実施	講座、教室その他の社会 教育事業の企画運営 【市職員が行う業務】	資料収集、保管、展示、 調査研究 【市職員が行う業務】
施設等の貸出し (使用許可)	施設等の貸出し (使用許可)	—
施設等の維持管理	施設等の維持管理	施設等の維持管理
文化センターの敷地内の建築物、工作物、緑地樹木、庭石、舗装、設備、備 品、美術品等の管理、建物内の3施設共通の施設設備の維持管理、東側駐車場 の管理		

### (3) 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

### (4) 指定管理者の候補者の概要

名 称 JM共同事業体

代表団体 株式会社JTBコミュニケーションデザイン  
東京都港区芝三丁目23番1号

構成団体 三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

設 立 平成23年4月1日

### 3 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要

#### (1) 評価委員会の開催日時等

日時 令和2年7月8日(水) 午後1時30分から午後4時30分まで

会場 多賀城市役所6階 601会議室

#### (2) 評価委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	市民経済部長 但木 正敏	市職員
副委員長	東北文化学園大学特任教授 志賀野 桂一	学識経験者又は有識者
委員	声楽家、合唱団指導者 相澤 優子	学識経験者又は有識者
委員	第二中学校教諭、多賀城吹奏楽団所属 笠原 紀男	学識経験者又は有識者
委員	小林 眞澄	施設利用者代表
委員	石川 正	施設利用者代表
委員	市長公室長 小野 史典	市職員

#### (3) 評価委員会の評価方法

##### ア 評価基準

委員ごとに14の評価項目を次の0点から5点までの6段階で評価(委員一人当たり70点満点)

点数	基準
5点	特に優秀である/極めて高い能力を有している
4点	優秀である/高度な能力を有している
3点	満足できる/十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる/任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い/任せることは不安
0点	全く満足できない/任せることができない

## イ 総合評価

委員7人の評価の合計が294点（490点満点の6割）以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は次の3段階で評価

総合得点	評価
425点～490点	合格（優）
359点～424点	合格（良）
294点～358点	合格（可）
0点～293点	不合格（不可）

### (4) 評価委員会の評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点	評価
335点	合格（可）

※ 詳細については、次ページ「多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表」のとおり。

多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目	評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	
(1)施設運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	4	2	3	3	3	4	23	1
(2)収支等	・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	4	4	4	3	3	3	4	25	2
(3)運営体制	①組織、職員配置、労務管理、再委託	4	4	3	3	4	3	4	25	3
	②職員	3	4	3	3	3	3	3	22	4
	③サービスの維持・向上	4	4	3	3	4	3	4	25	5
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	4	4	4	2	3	3	4	24	6
(4)維持管理	①維持管理（施設、設備、備品等）	4	4	3	4	4	4	4	27	7
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	4	4	3	3	4	4	4	26	8
(5)施設の貸出し	・施設の貸出しは適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	3	4	4	4	3	3	4	25	9
(6)事業運営	①芸術文化振興事業（ホール事業）	5	4	3	3	3	2	4	24	10
	②地域芸術文化の振興	4	4	2	3	3	1	3	20	11
	③団体・イベントの支援	5	4	2	4	3	3	3	24	12
(7)広報	・芸術文化の普及、施設の利用促進、芸術文化振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	3	4	3	4	2	4	23	13
(8)地域連携、地域貢献等	・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	3	3	3	3	4	3	3	22	14

総合得点	54	54	43	44	48	40	52	335
採点率	77%	77%	61%	63%	69%	57%	74%	68%

●評価基準及び評価点数

評価基準	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せるとは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
425点～490点	合格（優）	合格（可）
359点～424点	合格（良）	
294点～358点	合格（可）	
0点～293点	不合格	

## (5) 評価委員会からの付帯意見

### ア 評価できる点

- (ア) 多賀城市が目指している文化交流都市として非常に理解し、努力している点は、大いに評価できる。
- (イ) 施設の延命化の為に努力していること。
- (ウ) 施設管理、貸館、接客サービス
- (エ) ネットワーク
- (オ) 2017年度以後、毎年8割を超える満足度を得ており、各年代からも高い評価が得られていることは、市民が文化センターを芸術文化の発信拠点として誇れる存在だと認識していることの証左だと思う。
- (カ) アウトリーチ事業や創造型事業の実施は、潜在的利用者の掘り起こしや芸術文化愛好者の底辺拡大につながっていくものと期待される。

### イ 課題点、今後の宿題になると思われる点

- (ア) 今年度はコロナの為に休館となり、再開できても活動するのもビクビクものである。
- (イ) イベントも中止になり、非常に苦しい状態と思う。知恵を生かして、楽しい企画をお願いする。
- (ウ) せっかく聖地になったのだから、多賀城をもっと広く知らしめていただきたい。
- (エ) 公共文化施設の新しい使命
- (オ) 地元多賀城の掘り下げと、そのことを受けた事業構想が欲しい。
- (カ) 地元（市民参加）の人材育成の計画と事業の練り上げ、実施が欲しい。
- (キ) 踊り、芝居が少ない。
- (ク) 芸術の種類が少しかたよりがあるかもしれない。
- (ケ) 他市町村ホールとのかねあい
- (コ) 利用料金は安くないため、利用者が減る可能性がある。
- (サ) 文化芸術が持つチカラについての認識が薄いのではないかと感じた。
- (シ) 子どもの育成などに関しての将来展望が不明瞭で、かつ、その育成の視点に創造性や多様性への言及がなかったことは残念である。
- (ス) 現状の事業のターゲット利用者層をしっかりと把握することは、今後の事業展開に必要不可欠だが、その点も不安要素である。
- (セ) 多賀城ならではのローカルカルチャーを育む視点がないのではないか。多賀

城の「色」が感じられない。

- (ウ) 新型コロナ等の感染症対策や環境への配慮などの社会的要請に応じていくための事業運営と施設の運営管理をより一層求めたい。
- (ク) 文化センターと市立図書館は、市の芸術文化の二大拠点であり、更なる事業のコラボにより多賀城ならではの芸術文化の創造に繋げていただきたい。
- (ケ) 「歴史と音楽の城」を主体となって築いていこうとする活動人材を一人でも多く増やしていくため、より多くの市民が直接事業に関わる機会や企画を更に充実していくよう求めたい。

## (6) 評価委員会からの選定方法に関する意見

### ア 指定管理者の候補者の選定方法

指定管理者の候補者の選定にあっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抄）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

(1)～(7) 略

### イ 選定方法に関する意見

適切に実施しなければならない施設の管理については、十分になされていると判断する。

しかし、事業の企画・運営については、多賀城市の文化や歴史のまちといった本市の特性を活かす視点がやや不足している。

また、現指定管理者でなければ実施できないと考えられる事業がさほど見受けられないため、次期指定管理者の候補者は、広く公募した方がより期待ができるとの意見が提出された。



## 4 指定管理者の候補者の選定方法

令和2年7月29日（水）に開催した教育委員会第7回定例会において、多賀城市文化センターの次期指定管理者の候補者について、以下のような説明に基づき、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第2条本文の規定により、公募により選定手続を行うことを決定した。

- (1) 現指定管理者による文化センターの管理運営については、第2期10年目に入っており、平成22年度以前の直営時期と比較し、「コストの縮減」、「主催・共催事業の増加」、「貸館利用及び施設利用者数の増加」、「若者層を中心とした全国的な知名度の向上」といった成果が上がっており、施設の維持管理についても適切になされている。ただし、上記3(4)及び(6)イのとおり、評価委員会における総合評価の結果は「合格（可）」であり、次期指定管理者の選定方法についても「広く公募した方がより期待ができる」との意見が示されていること。
- (2) 文化センターについては、東北随一の文化交流拠点構想の中核施設の一つとして、「文化芸術から受けた刺激を自分なりに表現できる機会の創出」、「文化に触れ、自ら実践するだけでなく、文化的活動を通じた交流を誰もが行える機会の創出」、「様々な創造の種を蒔き育てる環境」を目指していることから、事業の企画・運営についてはさらなる進化・発展を期待したいところであり、公募を行うことでより質の高い管理運営が期待できること。

## 5 公募の実施

### (1) 募集要項公表日

令和2年8月21日（金） 市ホームページに掲載

### (2) 説明会

開催日時 令和2年8月27日（木）

会 場 多賀城市文化センター2階 展示室

参加団体 3団体

### (3) 申請受付期間

令和2年9月23日（水）から同月25日（金）まで

### (4) 申請団体（受付順）

ア 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

東京都千代田区神田小川町一丁目2番地

イ JM共同事業体

代表団体 株式会社 J T B コミュニケーションデザイン  
 東京都港区芝三丁目 2 3 番 1 号  
 構成団体 三菱電機ビルテクノサービス株式会社  
 東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号

## 6 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会の概要

### (1) 選定委員会の開催日時等

日時 令和 2 年 1 0 月 1 6 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から午後 5 時 4 0 分まで  
 会場 多賀城市役所 3 階 第 1 委員会室

### (2) 選定委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	建設部長 熊谷 信太郎	市職員
副委員長	東北学院大学教養学部長 水谷 修	学識経験者又は有識者
委員	宮城教育大学教育学部准教授 村上 タカシ	学識経験者又は有識者
委員	悪原 悦子	施設利用者代表
委員	吉田 忠彦	施設利用者代表
委員	総務部長 竹谷 敏和	市職員
委員	保健福祉部長 郷家 栄一	市職員

### (3) 選定委員会の評価方法

#### ア 評価基準

委員ごとに17の評価項目を次の0点から5点までの6段階により評価（委員一人当たり85点満点）

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／十分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

#### イ 総合評価

委員7人の評価の合計が357点（595点満点の6割）以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は次の3段階で評価

総合得点	評価
517点～595点	合格（優）
437点～516点	合格（良）
357点～436点	合格（可）
0点～356点	不合格（不可）

### (4) 選定委員会の評価結果

指定管理者指定申請者からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次のとおり決定した。

申請者	総合得点	評価	順位
JM共同事業体	435点	合格（可）	第1候補者
株式会社ケイミックス パブリックビジネス	419点	合格（可）	第2候補者

※ 詳細については、次ページ「多賀城市文化センター指定管理者選定委員会  
評価基準及び採点表」のとおり。

多賀城市文化センター指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表【比較表】

評価項目	評価の視点	ケイミックス パブリック ビジネス	JM 共同事業体		
(1)管理運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市らしさ、本施設の設置目的や特性を踏まえているか ・指定管理者制度の目的や効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウが認められるか	25	26	1	
(2)収支計画	・事業の収支は妥当か、無理はないか ・コストパフォーマンスは優れているか ・収入増、コスト削減に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	25	19	2	
(3)運営体制	①組織体制、再委託	・組織体制は妥当か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	21	23	3
	②人員配置、労務管理、職員育成	・職員の能力、経験等は十分か ・雇用・労働条件、勤務体制、労務管理は適切か ・教育や研修など、職員の育成対策は十分か	21	23	4
	③サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・満足度調査や事業評価を業務に生かす方策はあるか ・利用者からの要望・提案に対し適切・柔軟に対応できる体制にあるか	26	26	5
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開は積極的か	24	26	6
(4)施設管理	①維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理の方針は適切か ・施設、設備は網羅されているか ・延命化、利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	27	29	7
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・危機管理体制、日常の対策、準備・訓練は適切か	27	29	8
(5)施設の貸出し	・利用料金の設定方針は妥当か ・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか ・利用者を公平・平等に大切にできる姿勢はあるか ・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	25	26	9	
(6)文化芸術の振興	①文化芸術振興事業の実施方針	・本市の特性に応じた文化芸術振興を達成できる内容か ・TAGAYASUプロジェクトを踏まえているか、東北随一の文化交流拠点構想の中核施設にふさわしい内容か	25	27	10
	②良質な文化芸術の提供	・ホール事業を主とした文化芸術事業の実施方針は妥当か ・本市及び本施設の特性を踏まえているか ・ジャンル、質、量は十分か	25	25	11
	③地域文化芸術の振興	・文化芸術愛好者の底辺拡大策として妥当か ・地域への文化芸術浸透策として妥当か	25	28	12
	④文化芸術活動・交流の促進	・文化芸術活動への参加、創造、発表、交流の促進策は妥当か ・団体、イベント等への支援策は妥当か	25	27	13
	⑤文化芸術振興事業の実施能力	・民間のノウハウを生かしているか ・事業実施に係る能力、ネットワークは十分か ・ニーズの把握方法は妥当か	25	24	14
(7)広報	・利用促進、文化芸術振興に係る周知・広報は妥当か ・民間のノウハウを生かしているか	24	23	15	
(8)地域連携、地域貢献等	・本市、近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か ・雇用、調達、再委託等に係る地域・社会貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	23	26	16	
(9)経験・実績	・経験や実績は十分か ・経験や実績を本施設の管理運営に活用できるか	26	28	17	

総合得点 (85点満点)	419	435
採点率	70%	73%

●評価基準及び評価点数

評価基準	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる595点（委員一人当たり85点×7人）のうち357点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
517点～595点	合格（優）	/
437点～516点	合格（良）	
357点～436点	合格（可）	
0点～356点	不合格	

多賀城市文化センター指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表【個表】

団体名 JM共同事業体

評価項目		評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	
(1)	管理運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市らしさ、本施設の設定目的や特性を踏まえているか ・指定管理者制度の目的や効果を踏まえているか ・民間の経営の視点やノウハウが認められるか	4	3	4	3	4	4	4	26	1
(2)	収支計画	・事業の収支は妥当か、無理はないか ・コストパフォーマンスは優れているか ・収入増、コスト削減に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	3	3	2	1	4	3	3	19	2
(3)	①組織体制、再委託	・組織体制は妥当か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	3	4	2	3	4	4	3	23	3
	②人員配置、労務管理、職員育成	・職員の能力、経験等は十分か ・雇用・労働条件、勤務体制、労務管理は適切か ・教育や研修など、職員の育成対策は十分か	3	3	2	3	4	4	4	23	4
	③サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・満足度調査や事業評価を業務に生かす方策はあるか ・利用者からの要望・提案に対し適切・柔軟に対応できる体制にあるか	4	3	4	3	4	4	4	26	5
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開は積極的か	5	3	4	3	4	3	4	26	6
(4)	①維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理の方針は適切か ・施設、設備は網羅されているか ・延命化、利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	5	4	4	3	5	4	4	29	7
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・危機管理体制、日常の対策、準備・訓練は適切か	5	4	5	3	5	3	4	29	8
(5)	施設の貸出し	・利用料金の設定方針は妥当か ・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか ・利用者を公平・平等に大切にす姿勢はあるか ・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	3	4	3	3	5	4	4	26	9
(6)	①文化芸術振興事業の実施方針	・本市の特性に応じた文化芸術振興を達成できる内容か ・TAGAYASUプロジェクトを踏まえているか、東北随一の文化交流拠点構想の中核施設にふさわしい内容か	4	4	3	3	5	4	4	27	10
	②良質な文化芸術の提供	・ホール事業を主とした文化芸術事業の実施方針は妥当か ・本市及び本施設の特性を踏まえているか ・ジャンル、質、量は十分か	3	4	2	3	5	4	4	25	11
	③地域文化芸術の振興	・文化芸術愛好者の底辺拡大策として妥当か ・地域への文化芸術浸透策として妥当か	4	4	4	4	4	4	4	28	12
	④文化芸術活動・交流の促進	・文化芸術活動への参加、創造、発表、交流の促進策は妥当か ・団体、イベント等への支援策は妥当か	4	4	3	3	5	4	4	27	13
	⑤文化芸術振興事業の実施能力	・民間のノウハウを生かしているか ・事業実施に係る能力、ネットワークは十分か ・ニーズの把握方法は妥当か	3	3	3	4	4	3	4	24	14
(7)	広報	・利用促進、文化芸術振興に係る周知・広報は妥当か ・民間のノウハウを生かしているか	4	3	2	3	4	3	4	23	15
(8)	地域連携、地域貢献等	・本市、近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か ・雇用、調達、再委託等に係る地域・社会貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	3	3	3	5	4	4	26	16
(9)	経験・実績	・経験や実績は十分か ・経験や実績を本施設の管理運営に活用できるか	4	4	3	4	4	4	5	28	17

総合得点	65	60	53	52	75	63	67	435
採点率	76%	71%	62%	61%	88%	74%	79%	73%

●評価基準及び評価点数

評価基準	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せるとは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる595点（委員一人当たり85点×7人）のうち357点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
517点～595点	合格（優）	合格（可）
437点～516点	合格（良）	
357点～436点	合格（可）	
0点～356点	不合格	

## (5) JM共同事業体に係る選定委員会からの付帯意見

### ア 期待できる点

- (ア) 平成30年度より会員のニーズで3種類の制度に変更し、チケット購入ポイントを付与し、市内協力店との連携によるポイント還元は、地域の活性化にも繋がったと評価し、今後も期待する。
- (イ) 事業として多様なジャンルの公演の開催はとても良かった。文化センターで開催されるからこそ楽しめた。
- (ウ) ロビーステージ&サークルフェア等も今後も継続してほしい。
- (エ) 2期10年間にわたる実績から老朽化に対応した施設管理や地域の実情に即した事業運営など、安定した対応が期待できる。
- (オ) 市立図書館や南門復元事業など、東北随一の文化交流拠点としての関連施設等の整備が進む状況にあって、これまで以上に多賀城ならではの事業展開を期待したい。
- (カ) これまでの2期10年の指定管理者としての経験や実績、また、本市の実情等を理解した上での新たな企画提案であることから、3期目を継続しても、これまで以上の成果を期待できるものと判断した。
- (キ) 地域事情も分かった上で、次のステップに進む文化創造としての企画が期待できる。
- (ク) 設備の管理に期待
- (ケ) 実績に裏付けられた安定感、数値目標
- (コ) 過去10年間の経験値を持っているところ
- (サ) 社会包摂の新規取組、太陽光での節電、回廊アートなど場の提供、「かえっこ」など市民参加、アートで人や地域を繋ぐ、スタンプラリー、2.5次元、歴女など

### イ 課題、今後の宿題になると思われる点

- (ア) 若い年代に合った事業も展開していほしい。
- (イ) すばらしい公演なのに満席でないときがあったが、PR不足だったのかと感じた。
- (ウ) アンケートの回収率を高める工夫を。
- (エ) サークルとして茶室・調理室の衛生管理の徹底を。
- (オ) 南門が復元されることにより、多賀城の歴史や講座等も実施してほしい。
- (カ) 感染症対策など、新たな生活様式に対応した取組を進める状況において、収

益性をどのように維持していくのかが課題になるものと思う。

- (キ) 市民参加型、地域密着型の事業展開のより一層の充実を期待する。
- (ク) イベント量に関して多いが、その人員配置という点に不安がある。
- (ケ) 経験や実績にあぐらをかくことなく、常に初心に返ることを胸に刻みながら、研鑽の気持ちを忘れずに取り組んでほしいと思う。
- (コ) 地域を巻き込む意欲が感じられるものの、それが強すぎると地域との距離ができる可能性がある。地域に巻き込まれるような姿勢と方策が必要
- (カ) 指定管理料が一千万円以上アップの提案は、常識的なのだろうか。
- (シ) 「あらゆる人をつなぐ」のあらゆる人から落ちている人の捉え直し、具体的方策を考えること。
- (ス) 子どもを対象とした参画型事業の提案
- (セ) 指定管理料の見積額が第2期と比べ、大幅に増額となっていること。
- (ソ) 外部資金担当不在、アートの専門家不在、事業費が少ない、独自企画が少ない。

## 7 JM共同事業体の企画提案の概要（抜粋）

### (1) 管理運営の方針・理念

#### ア 文化芸術の変遷

文化施設を取り巻く考え方は、芸術鑑賞機会の提供の場から、地域活動やコミュニティの創造拠点として変化してきています。平成29年制定「文化芸術基本法」では、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い領域への波及効果を求め、平成30年「文化芸術基本計画」では、地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームの形成や専門的人材の育成など、文化芸術に係る公共施設のあり方が示されました。このことから、文化芸術は、社会の豊かさの充実を図り、ハード・ソフト問わず社会的な投資としての役割が求められています。文化施設の管理運営者は、これら社会の要請にこたえていくことが求められていると認識しています。

第3期は、新しい広場として文化芸術の更なる振興と、多賀城市文化センター内の活動に留まらず、これまで築いてきた周辺地域との連携を強化し、まちと一体（ONE TAEM）となった施設づくりを目指します。文化の力により、異なる価値観を持つあらゆる人の心をつなぎ、地域をつなぎ、歴史を次世代へつなぎ、多賀城市に暮らすことを誇りとできるまちづくりに寄与することをお約束し

ます。

## イ 管理運営の基本理念

つなぐ、つながる、多賀城  
—文化の力で、人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐ—  
文化と歴史豊かな多賀城市ならではのまちづくりをデザインします

基本方針～6つのつながり～

### (ア) 幅広い文化芸術による賑わいの創出・地域づくりの促進～文化をつなぐ～

文化芸術を愛好する市民に向けた古典作品から文化受容の底辺拡大を目的とした子ども向けイベントまで多様な自主事業を展開し継承します。

### (イ) 「東北随一の文化交流拠点」多賀城を担う青少年の育成～未来へつなぐ～

市民参加型事業やプロのオーケストラメンバーによる学校アウトリーチの継続等により芸術文化愛好者の底辺の拡大を目指します。

### (ウ) 官民一体となった地域連携と地域経済への貢献～地域とつながる～

多賀城創建1300年に向けて、多賀城市をPRすべく、商工会議所、さんみらい多賀城、観光協会等と協力し、全国からおとずれる大型公演の観客を還元された南門を含む市内観光へ誘導します。

### (エ) 外国人・障がい者・高齢者利用の拡大と経済的にめぐまれない子どもたちへの支援～あらゆる人をつなぐ～

外国籍の市民のための館内表記や、障がいを持つ方々の利用を促進するための手話研修、高齢化に備えた介護研修、認知症患者を対象とした演劇情動療法に基づいたワークショップなどを行い、社会包摂機能を持った快適な施設運営を目指します。

### (オ) 利用者サービスの向上～利用者につながる～

利用者の声を直に伺うため「施設運営向上のための利用者懇談会」を開催し、市民目線の運営を心掛けます。

### (カ) 「安全」「安心」「快適」「清潔」な施設環境の提供～安心をつなぐ～

すべての利用者に「安全」「安心」「快適」「清潔」な施設環境を提供すると共に、ムダは省き、効果的かつ効率的な施設運営を行います。

## (2) 収支計画

第3期の経営に関する基本方針は、「ムダは省き効率的施設運営バランスを鑑みる」です。当事業体は、多賀城市文化センターの2期10年に渡る運営経験を踏まえ、収支計画を再検討し、利用者の満足度向上と何よりも利用者の安心につながる



安全第一の経営を目指します。また、余剰金が発生した場合は、その一定割合をお客様の利便性向上のため、備品の購入、事業等を通じ市民に還元します。

ア 2019年度からの自然災害、感染症の流行による利用料収入の大幅な減少の影響は長引くことも予想されますが、安心して施設をご利用いただける環境整備、収束を見据えた営業活動の推進により、第3期運営期間中に年間9,522千円（第2期平均比120%）の利用料収入増をめざします。

イ 事業収入においても、地域に根差した効果的な情報発信、キャッシュレス決済の導入による利便性の向上等により、年間3,055千円（第2期平均比119%）の事業収入増をめざします。

ウ 適正な予算でのより良質な文化芸術振興を目的に、補助金・助成金を積極的に活用する他、地元企業からの協賛を募り、収支改善をめざします。

### **(3) 運営体制**

#### **ア 組織体制、再委託**

管理期間2期10年で培ってきた利用者とのコミュニケーション、地域との関わり、プロモーターなど事業関係者との実績と信頼関係構築、そして生涯学習課との微細に渡る報告・連絡・相談を経て築いてきた信頼関係、敷地内のすべての設備を把握し維持管理してきた実績を踏まえ、第3期はこれまでの経験の積み重ねによりスタッフ一人一人がスキルアップし、より深化したコミュニケーション、専門性に富んだ業務遂行を目指します。

#### **イ 人員配置、労務管理、職員体制**

##### **(ア) 施設を熟知するスタッフによる機動的・機能的な高いサービスレベルを維持**

スタッフは1期目から80%の人材が勤務継続しており、経験を重ね専門性の特化に勤めてまいりました。様々なスペシャリストが、経験と個々のスキルを踏まえ適材適所に配置されています。

当事業体では、運営開始当初からスタッフのマルチタスク化を推進することで、過剰な人員削減、業務の不必要な変更や業務の縮小を避け、機動的かつ機能的で確実に業務を遂行できる体制を確立してまいりました。

10年間常に利用者とは正対してきた経験から、当事業体は施設や利用者の属性を熟知しています。これまでの経験を活かし、利用者に満足いただけるサービスを提供し続けます。

##### **(イ) 地域雇用、高齢者、障がい者等雇用に関する方針**

地域雇用について、代表企業及び構成企業では、正規社員3名、パートタイ

ム社員 5 名を採用しています。また、常勤再委託先スタッフでは計 7 名のスタッフを雇用し、地域雇用を優先した採用を行っています。

## ウ サービスの維持・向上

現在のサービスレベルを更に高め、利用者満足度向上に努めます。

利用者からのご意見は、温かいご意見、厳しいご意見ともに貴重な財産です。これまでも実施してきたアンケートに加え、常日頃から全スタッフが利用者に積極的にお声がけすることで、ちいさな「つぶやき」も逃さずキャッチし、サービスの向上に努めます。

窓口・電話	施設利用報告書のアンケート	ご意見箱
メール/FAX/郵便/WEB	事業開催時のアンケート	ミニ投票
スタッフのお声がけ	施設利用者アンケート	施設利用者懇談会

## エ 法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開

公共施設の管理運営は、施設利用申込書や事業参加者名簿等、個人情報を扱う機会が数多く存在する業務であり、個人情報を適正に管理、運用することを徹底することは、最優先すべき事項の一つです。当事業体は、個人情報保護を大前提に、コンプライアンスの仕組みの徹底と、保護管理システムの構築に注力します。

代表企業・構成企業は、プライバシーマークを保有し厳格に個人情報管理を行うだけでなく、JISQ 15001 規格に適合した個人情報に関するコンプライアンス・プログラムを作成し、役員及び全スタッフがこれを遵守しています。

### (4) 施設管理

#### ア 維持管理（施設、設備、備品等）

予防保全を基本とする維持管理で、「安全」「安心」「快適」「清潔」な施設環境を提供します。

当事業体は、築 30 年経過している多賀城市文化センターの延命化を図るため、ファシリティマネジメントの考えの下、ビル・マネジメント・システム（BMS）を用いた予防保全を基本とする PDCA マネジメントサイクルで継続的な業務改善を実施し、引き続き施設及び設備を守ります。

#### (ア) 質の高いサービス品質を提供する実施体制

サービス品質の向上を図るため、休日・夜間などの不具合や緊急要請に対し、設備遠隔監視装置を用いた 24 時間 365 日の万全なバックアップ体制を構築しています。

#### (イ) BMS 活用による維持管理

BMSを用いて機器保全情報・修繕計画等のデータを蓄積・分析し、適切な予防保全を実施することで、施設及び設備の延命化を図ります。

## イ 安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）

利用者の安全確保を第一とし、緊急時や災害発生時に的確な対応が取れる体制を構築します。

### (ア) 組織的な緊急対応

緊急時には、施設長を本部長とした緊急対策本部を組成し、万全な体制で迅速な対応を図るとともに、多賀城市様および関係機関と連携して事態に対処します。また、当事業体各社の近隣事業所や協力企業などのバックアップにより、連携して早期復旧にあたります。

### (イ) 感染症対策（新型コロナウイルス感染防止対策）

代表企業では、本社にてガイドラインやマニュアルを策定しており、全国で運営する他施設の対応策や事例を常に共有し、会社全体で安全管理に努めています。当施設でも新型コロナウイルス対策としてガイドラインは既に作成・運用をしていますが、こうした全国における事例や対策等の実績を常時反映し、万全な体制を構築いたします。

## (5) 施設の貸出し

利用者アンケートの結果等から高齢化が顕著であり、若年層の利用促進が課題であると認識しています。高齢者が安心して利用できることはもちろん、若年層も気軽に集い、学ぶ機会を創出し、市民活動が活性化していくことを目標とし、誰にも届くサービスを実現していきます。

ア お客様カウンターをインフォメーションに設置

イ 電子決済「AirPAY」の導入

ウ フリーWi-Fiの設置の充実

エ スタッフの手話研修・サービス介助研修を実施

オ 障がい者利用者の視点に立ち、ご案内対応や施設内表示等を改善

カ サークル、手作り作家などに販売の場を提供

キ WEB上にブログ形式による人材アーカイブ（紹介記事）を定期的に作成し、サークル活動や見学会のお知らせなどを告知し、メンバー募集の促進に活用

## (6) 文化芸術の振興

### ア 文化芸術振興事業の実施方針

「TAGAYASU」理念のもと、文化芸術の力で、人をつなぎ、地域をつな

ぎ、未来へつなぎます。

3期目においては各年度ごとに重点目標を掲げ、新しい挑戦を毎年実施していくことで、これまで撒いてきた文化の種が芽吹き・花開き・つながっていくというTAGAYASUプロジェクトの理念を体現するとともに、新たな種を撒き、未来へとつなげてまいります。

## イ 良質な文化芸術の提供

年	重点目標	計画
R 3	様々なアーティストが集結。出会いと交流の場を創出	回廊（中庭や広場、ホワイエ等）を使った音楽、ダンス、アートイベント「回廊アート」（仮）を年数回定期的に開催します。  「多賀城第九コンサート」は、市制50周年事業の1つとして、多賀城市様との緊密な協力のもと開催します。
R 4	新たな試みによる社会課題への取り組みと若年層の利用促進	認知症患者の方々に対して行う演劇アウトリーチ活動に取り組めます。  若年層のホール利用促進のために、ライブハウスからホール利用への転換を目的とした「ストリートライブフェスティバル」やオンラインを利用した「eスポーツ多賀城大会」といった、新たな取り組みにチャレンジをします。
R 5	幅広い年代が質の高い芸術文化と出会い、地域に根差した芸術活動の場の創設	鑑賞事業に加え、各教育機関や医療機関と協働し、アウトリーチ事業に力を入れ、芸術文化の普及活動にも貢献いたします。ミュージカルの鑑賞や教育機関でのミュージカル、ワークショップ事業を通じて、質の高い芸術文化に触れ、楽しみを伝えることで、「地域における文化芸術の浸透」を促進いたします。  「事業サポーター制度」を設立します。サポーターが主体となり、吹奏楽の大型公演の企画・運営に取り組めます。

R 6	古代と今をつなぐ、多賀城文化の創造と発信	令和6年度は多賀城市にとって極めて重要な年です。「多賀城村」が誕生して以来、この地に創設されて1300年という節目の年です。この記念すべき年を、多くの市民がともに祝い、感動を分かち合えるよう、1年を通じた音楽アウトリーチや、市民による演劇舞台公演の実施など、多賀城市の歴史にちなんだ文化芸術の機会を創出・発信していきます。
R 7	様々な出会い・交流・社会課題解決の種が芽吹き・花開き・つながる	「あらゆる世代の市民が活躍できる場の提供と創出」を文化センターから発信し、市民活動の活性化を促進します。 日本を代表するオーケストラによるクラシックコンサートや、令和6年度より取り組んでいた市民による演劇公演の第2章の発表を行い、多賀城の魅力ある歴史物語を市民一体となり作り上げることで、今と昔の多賀城を語り継ぎ、多賀城市全体を盛り上げます。

## ウ 地域文化芸術の振興

3期目は新しい体験の機会として「動画配信サービス」を多岐に渡るシーンで活用することにより、若年層へのアプローチを強めてまいります。

また、親子向け事業として好評を博している「かえっこバザール」の実施や、これまでの若年層だけでなく高齢者層を対象としたアウトリーチ先の拡大により、あらゆる層をターゲットとした取組を拡充し、文化芸術にふれる機会を創出することで、これまで以上に文化芸術を地域に普及させてまいります。

- (ア) アウトリーチの拡充（青少年向け→福祉施設等にも対象を拡大）
- (イ) 親子向けイベントの進化（親子向け→より深い学びを得られるイベントへ）
- (ウ) 文化の力で地域課題解決に挑む（高齢者向けの新しい取組）

## エ 文化芸術活動・交流の促進

### (ア) 市民との連携

地域団体と協働のもと新たな企画を立ち上げ、賑わいの創出を図ります

- a 多賀城市、市周辺の中高生によるコンサート（塩竈、利府）
- b 市民との健康維持活動
- c ロビーステージやサークルフェア
- d 回廊アート

## **(イ) チャレンジドとの連携**

社会的包摂の考え方を地域団体との連携においても体現することで幅広い層への文化活動への参加促進を図ります。

- a 聴覚障がい者向けの講演
- b 車いすダンス

## **(ウ) 行政との連携**

東日本大震災後、復興の象徴として開催した「第九」は、当施設のこけら落とし公演としても演奏された、記念すべきはじまりの曲でもあります。多くの市民、特に参加した合唱団の皆さまからの再演を望む声も多く、次期においては市政50周年を記念し、合唱団は300名規模に拡大して実現いたします。

## **(I) 未来へつなぐ人材育成**

発表の場を従来のホール公演に加え、出張舞台、映像配信と広げることで、発表の規模を拡大し継続させることで、東北随一の文化交流拠点を実現する未来の人材の育成の場として生かしていきます。

WAKU☆WAKU☆舞台スタッフ体験

## **(オ) 文化芸術団体・イベント等への支援・連携**

文化センターで活動している団体との連携・支援についても、2期目以上に協力体制を強化し、文化センターの賑わいの底上げを図ります。

- a 芸術文化協会文化祭
- b 子ども会育成連合会こどもまつり
- c 文化センターまつり

## **オ 文化芸術振興事業の実施能力**

### **(ア) チケット販売**

1、2期目にて独自に開拓した営業協力店舗数が延べ209店となり、様々なご協力を頂いております。3期目はさらに営業領域を拡大してまいります。仙台市圏内まで足を運び、チケット販売や貸館利用でのご協力を仰ぎます。業種にこだわりなくチャレンジすることで、幅広い営業先を確保し、販売に繋がります。

新型コロナウイルス感染症のために「新しい生活様式」での対応が急務となりました。3期目では、2期目までとは違った方法でのサービスを施策として実施いたします。

- a LINE連携サービスによるチケット告知・販売

ｂ 電子チケットによるQRコードでの入場等

#### (ｲ) ニーズ把握手法の拡充

事業のその日に感じたことだけでなく、後日振り返った際のご意見や感想も伺える仕組みを整備します。

友の会にご入会いただいているお客様は文化センターを応援してくださるファンの方々です。不定期で年数回、友の会アンケートを実施します。事業内容の満足度・期待する事業などを伺います。

#### (7) 広報

文化芸術の普及、施設の利用促進、文化芸術振興事業の広く周知を図るためターゲットに合った広報活動を活発に行います。

市民が情報を受け取る経路はスマートフォンなどの普及等により拡大しています。私たちは従来の様々な情報手段を駆使するとともに新たな情報発信も強化し、市民のあらゆる世代に積極的に情報提供を行い、「行ってみたい・また来たい」気持ちの醸成を図ります。

#### (8) 地域連携、地域貢献等

近隣公共施設や地域との事業連携を強化。域内の交流を高め、地域貢献に寄与します。

ア 市立図書館や公民館を回遊する仕組みの構築

イ 近隣の公共施設と協力した事業の実施

ウ 地域事業者とも連携を継続

エ 代表企業グループのリソースを活用した取組の推進

**(9) 職員体制**

職種	雇用形態	人数
施設長	常勤職員	1人
副施設長	常勤職員	1人
窓口・貸館リーダー	常勤職員	1人
窓口・貸館担当	常勤職員	3人
窓口・貸館補助	短時間勤務職員	6～8人
事業・広報リーダー	常勤職員	1人
事業・広報担当	常勤職員	1人
施設管理責任者	常勤職員	1人
施設管理副責任者	常勤職員	1人
施設管理担当	常勤職員	1人
計		17～19名

**(10) 指定管理業務に要する指定管理料提示額**

区分	指定管理料提示額
令和3年度	134,183,000円
令和4年度	134,335,000円
令和5年度	134,954,000円
令和6年度	135,524,000円
令和7年度	136,185,000円
計	675,181,000円